

令和7年第1回津市教育委員会会議録

日時：令和7年2月7日（金）

午前9時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委員	西口晶子
	委員	富田昌平
	委員	田村学
	委員	山口友美

出席者	教育長	森昌彦
	教育総務部長	家城寛
	学校教育部長	伊藤雅子
	教育総務部次長	長脇弘幸
	学校教育部次長（兼）	
	学校教育課長	伊藤幸功
	教育総務部生涯学習担当参事（兼）	
	中央公民館長	松永正春
	教育総務課経理・指導担当副参事（兼）	
	香良洲教育事務所長	西川敦子
	教育総務課給食担当副参事	大西康裕
	教育施設課長	水谷隆彦
	生涯学習課長	江角武
	生涯学習課文化財・	
	津城跡整備活用推進担当副参事	松尾篤
	白山教育事務所長（兼）	
	一志教育事務所長・美杉教育事務所長	中北みのり
	津図書館長（兼）津図書館図書事務長	米山浩之
	学校教育課幼児教育課程担当副参事	村木美智子
	教育研究支援課長	伊東和彦
	教育研究支援課	
	教育研究・情報教育担当副参事	山下尊仁
	人権教育課長	鈴木武史

教育長 それでは本日の議案の概要説明をお願いします。

教育総務部長 本日は、承認第1号 人事異動について、議案第1号 令和7年度教育方針について、議案第2号 令和6年度津市一般会計補正予算(第11号) <教委所管分>について、議案第3号 令和7年度津市一般会計予算<教委所管分>について、議案第4号 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正についての5件の議案について、御審議をお願いします。次に報告事項として(1) 専決処分の報告について(津市立明合小学校長寿命化改修工事)、(2) 専決処分の報告について(津市立橋北中学校長寿命化改修工事)、(3) 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について 樹木落枝事故によるもの)、(4) 第3回白山地域小学校の在り方検討委員会代表者会議及び第3回白山地域小学校の在り方検討委員会開催結果についての4件でございます。詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長等から説明いたしますので、よろしくをお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、承認第1号及び議案第1号から議案第4号の5件です。このうち議案第1号から議案第3号の3件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第2号の規定に該当するため、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 それでは、議案第1号から議案第3号につきましては、非公開と決定します。

<以下公開>

教育長 それでは、議事に入ります。承認第1号「人事異動について」、事務局から説明をお願いします。教育総務部次長。

教育総務部次長 承認第1号 人事異動について、御説明させていただきます。人事異動については、緊急やむを得なかったため、津市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項の規定によりまして令和6年12月25日に臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、その承認を求めるものでございます。別紙を御覧ください。今回、育休代替任期付職員になります学校教育課主事補の里中優唯は大学卒で令和6年1月20日付で採用し、令和7年1月20日をもって勤続年数が1年となることから、令和7年1月20日付で承認させようと

したものであります。

教育長 説明は以上です。御質問等は、ございませんか。ほか、よろしいでしょうか。承認第1号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。御異議なきようですので、承認第1号については、原案どおり承認します。次に、議案第4号「津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について」、事務局から説明をお願いします。幼児教育課程担当副参事。

幼児教育課程担当副参事 議案第4号「津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について」、説明させていただきます。資料を1枚めくっていただいた1ページが改正文で、もう1枚、めくっていただいた3ページ以降が新旧対照表、7ページ以降が、現在の公印規則そして、7月の教育委員会で承認いただいた令和7年4月1日施行の「津市立幼稚園則の一部改正」反映後の幼稚園則となっております。改正理由としましては、津市立学校設置条例の一部改正に伴い、令和7年3月31日をもって、津市立高茶屋幼稚園、津市立大里幼稚園及び津市立明幼稚園を廃止することから、所要の改正を行おうとするものです。

改正内容としましては、津市教育委員会公印規則については、幼稚園印、及び幼稚園長印の数を、現行の20から17に改めようとするもので、津市立幼稚園則については、津市立高茶屋幼稚園、津市立大里幼稚園及び津市立明幼稚園の項を削除しようとするものです。施行期日は令和7年4月1日です。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長 説明は以上です。御質問等は、ございませんか。ほか、よろしいでしょうか。議案第4号について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。御異議なきようですので、議案第4号については、原案どおり可決します。

<以下非公開>

教育長 それでは、「非公開事案」の審議に入りたいと思います。議案第1号「令和7年度教育方針について」、事務局から説明をお願いします。教育総務部次長。

【非公開】

教育総務部次長 説明

各委員 質疑

教育総務部次長 説明

教育長 また個別に御意見を頂くこともあるかもしれませんが、よろしくお願
いいたします。それでは、第1号議案については、原案どおり可決とは到底言え
ないのですが、頂いた御意見を基に修正を加えるということで可決というこ
とで、御異議はございませんでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 御異議がなきようですので、議案第1号につきましては、修正を加え
まして可決ということで、お願いいたします。次に、議案第2号「令和6年度津市
一般会計補正予算(第11号)〈教委所管分〉について」、事務局から説明をお
願いします。教育総務部次長。

【非公開】

教育総務部次長 説明

各委員 質疑

教育総務部次長 説明

教育長 それでは議案第2号につきましては、原案どおり可決ということで、御
異議ございませんか。

各委員 (異議なし。)

教育長 御異議がなきようですので、議案第2号につきましては、原案どおり可
決といたします。次に「議案第3号、令和7年度津市一般会計予算〈教委所管分
〉について」、事務局から説明をお願いいたします。教育総務部次長。

【非公開】

教育総務部次長 説明

各委員 質疑

教育総務部次長 説明

教育長 それでは、議案第3号は原案どおり可決ということで御異議ございませ
んか。

各委員 (異議なし。)

教育長 御異議なきようですので、議案第3号につきましては原案どおり可決を
いたします。

<以下公開>

教育長 報告事項に入ります。公開事案。まず「報告事項(1) 専決処分の報告について、津市立明合小学校の長寿命化改修工事について」、よろしく願いいたします。水谷教育施設課長。

教育施設課長 教育施設課長の水谷です。内容としましては、「津市立明合小学校の長寿命化工事請負契約の一部変更について」です。当工事は令和6年7月3日に議決をいただき工事を進めてまいりました。外壁改修に伴う打診調査を行なったところ、外壁の劣化が著しく想定以上の外壁改修が必要となったことから、工事請負費契約の一部の変更を行ない当該改修を増高しました。工事請負契約の一部変更につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分ができる事項として、令和6年12月24日付で当初契約である変更前の工事請負契約額1億4,171万3,000円から1億4,298万1,300円に変更契約の締結をしました。市長において専決処分ができる内容としまして、議決されました契約金額の5%以内で3,000万円以内の額に係る変更契約を締結する場合とされています。恐れ入ります資料3枚目以降の参考1から4を御覧ください。位置図、配置図及び立面図です。増高となりました外壁改修箇所といたしましては、参考3及び参考4にて斜線で示しております。この工事請負契約の一部変更につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により本審議会に報告しようとするものです。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

教育長 説明は以上です。御質問等ございませんか。

教育長 よろしいですか。

教育長 はい。では次に、「報告事項(2) 専決処分の報告について」、津市立橋北中学校長寿命化改修工事について、事務局から説明をお願いします。教育施設課長。

教育施設課長 内容としましては、「津市立橋北中学校長寿命化改修工事請負契約の一部変更について」です。当工事は令和6年7月3日に議決をいただき、工事を進めてまいりました。外壁改修に伴う打診調査を実施したところ、外壁の劣化が著しく、想定以上の大規模改修などが必要となったことから、工事請負契約の一部変更を行ない、当該改修を増高しました。工事請負契約の一部変更につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による処分において、専決処分ができる事項として、令和6年12月24日付で、当初契約である変更前の工事請負系請負金額1億4,383万6,000円から1億4,985万6,300円に変

更契約を締結しました。恐れ入ります、資料3枚目以降の参考1から4を御覧ください。地図、配置図及び立面図でございます。増高となりました場合、外壁改修箇所といたしましては、参考3及び参考4にて斜線で示してございます。この工事請負契約の一部変更につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により、本審議会に報告しようとするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

教育長 説明は以上です。御質問等ございませんか。

教育長 よろしいですか。

教育長 はい。では次に、「報告事項(3) 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について。樹木の落枝事故によるもの）」について事務局から説明をお願いします。白山教育事務所長。

白山教育事務所長 白山教育事務所長の中北でございます。報告事項(3) 専決処分の報告について、損害賠償の額の決定について。樹木落枝損害等によるものの説明をさせていただきます。本件については、令和6年10月9日に作成しました、落枝に伴う事故による損害賠償額の決定について、専決処分したもので、令和7年1月28日付で示談を成立させ、令和7年第1回議会定例会に報告しようとするものでございます。詳細につきましては、恐れ入ります、資料の3枚目を御覧ください。示談の内容についてでございます。令和6年10月9日の午後2時37分頃、大三小学校の駐車場におきまして、成熟した樹木の枝が内部の腐食により落下し、当該駐車場に駐車してありました、津市に住所を有する個人の車両に当たったものでございます。これにより、当該車両のルーフパネル、ルーフサイドアウターレールなどを破損しました。損害額は32万4,000円で、津市の責任割合が100%であり、損害賠償金として車両時価相当額32万4,000円を、相手方に2月13日に支払う予定でございます。なお、落枝しました樹木ほか2本は、令和6年11月25日に伐採済みであります。報告は以上でございます。

教育長 説明は以上です。御質問等はございませんか。田村委員。

田村委員 まず確認です。付けていただいている資料の「参考」の後ろにある位置図、写真などは、この場限りの資料で、議案として提出するものではないという理解でよろしいですか。最後の示談書については、名前が出ていますので。

教育長 示談書は出ませんよねということですね。

白山教育事務所長 はい。

田村委員 それとすみません。この位置図の中で桜の木が3本撤去されて、これはもう3本とも伐採して、今後二度とこのようなことは起こらないということによろしいですか。

白山教育事務所長 はい。3本とも伐採してもらいました。

田村委員 分かりました。

教育長 よろしいですか。

田村委員 こんな所はほかにもたくさんあるはずですけど。

西口委員 本当にこれから樹木が折れてこないか心配です、いろいろな所で。樹木の下を駐車場として利用している所は多いので、そろそろ桜の木の下辺り、気を付けてもらったほうがいいと思います。

田村委員 大体学校の正門前って定番で桜の木が生えていますよね。

西口委員 桜の木ですものね。

教育長 それでは「報告事項（4）第3回白山地域小学校の在り方検討委員会代表者会議及び第3回白山小学校の在り方検討委員会開催結果について」、事務局から説明をお願いします。伊藤学校教育課長。

学校教育課長 学校教育課長でございます。着座にて失礼いたします。代表者会議及び検討委員会のことにつきまして、御報告申し上げます。12月の教育委員会におきまして、安全性の観点を第一優先に考え、統合後の学校の場所を川口小学校と大三小学校の2校に絞り込ませていただいたことにつきまして、御報告させていただきました。第2回代表者会議の中で、学校の整備方法につきまして、新築あるいは改造等、様々な御意見を頂きましたので、事務局といたしまして、2つの小学校に絞って、大規模改造した場合と、新築した場合のスケジュールや費用等について整理した資料を1月14日の第3回代表者会議で提示させていただきました。その第3回代表者会議の中で提示させていただきました資料について御説明申し上げます。恐れ入りますが、報告事項（4）のこの資料閉じの資料5を御覧ください。この資料は、2校それぞれの、既存校舎の大規模改造した場合と、新築した場合を比較できるようにまとめたものでございます。まず左側で

ございます。大規模改造を想定した場合の各項目について、簡単に説明させていただきます。工事内容についてでございますが、資料にありますように、内外装、ライフライン、バリアフリー化等の改修を行ないます。2つの小学校とも、建築されてからかなり時間も経過しておりますので、骨組み等を残し、それ以外は新たなものになるというイメージでございます。

恐れ入ります。資料6を御覧ください。大規模改造の場合、校舎を再校する2年間は児童は仮校舎に入ってもらふこととなります。仮に令和7年7月までに統合後の学校の場所と、学校施設の整備方法が決定されることを想定した場合、資料では令和12年開校という予定になっています。資料7の1枚目、2枚目を御覧ください。資料7にあります仮校舎の場所はそれぞれここに記しておりますグラウンドの一部を想定しているということです。もう一度、資料5にお戻りください。左側です。想定使用年数とは2校とも22から30年を想定しており、校舎に関わっての部分だけの工事費が、川口小学校の場合は総額12億2,000万円、大三小学校の場合は総額11億8,000万円となっており、その内色のついているところが市の負担分となります。工事費につきましては後ほどもう少し詳しく説明をさせていただきます。先へ進ませていただきます。次に、メリットとデメリットについてです。主なメリットといたしましては、いずれの学校にせよ新築案と比較して、短期間での整備が可能になるということで、工事費用が新築案に比べて安価であるということです。また、主なデメリットとしましては、いずれの学校にせよ、既存校舎を利用することから、新たな教室配置等を考えて立案できない、あるいは、例えば廊下をもう少し広くしたりとか、あるいは教室も今までよりもこのような広さにしたり、そのような部分もなかなか難しいというところがあります。さらに大三小学校の場合は、出入口が1ヶ所であるために、児童の動線と工事関係の動線を受けることが難しく、安全管理が困難というところがあります。次に、新築を想定した場合の各項目につきまして御説明申し上げます。今見ていただいている資料5の右側を御覧ください。工事内容としましては、2校とも新校舎を建設して、既存校舎を解体することとなります。恐れ入ります資料7の3枚目を御覧ください。川口小学校の場合はグラウンドの一部に新校舎を想定することができるため、仮校舎を建設する必要がなく、新校舎完成後に既存校舎を解体します。大三小学校の場合は、グラウンドの一部を想定しますと、今後の新校舎から体育館までの移動距離が長くなるため、児童の学校生活を考えた場合、既存校舎の場と場所を想定することとなります。そのため、既存校舎を解体した上で、同じ場所に新校舎を建設することを想定するため、児童は仮校舎で生活をしてもらうこととなります。恐れ入ります資料6を御覧ください。この資料6の下から2つ目にありますように、大三小学校で仮校舎を利用するまで、仮校舎での生活感が4年となります。また令和7年7月までに場所等の方針

が決定されると想定した場合、川口小学校の場合は建設後の解体となることから、令和13年開校予定、大三小学校の場合は、建設前の解体となることから、令和14年開校予定となります。恐れ入ります。もう一度、資料5を御覧ください。想定使用年数につきましては、2校とも60年から80年。工事費につきましては、新校舎に関わっての部分だけで、川口小学校で総額25億9,000万円、大三小学校で27億6,000万円となり、その内、色の付いている部分が市の負担分となります。次にメリット、デメリットです。主なメリットとしましては、いずれの学校にせよ、新たな教室の配置等の立案が可能となります。さらに川口小学校の場合は、仮校舎で生活する必要がないこと。大三小学校の場合は、既存校舎の場所に建築となることから、今のように日照等の条件が現在と同条件にすることができるので、日当たり等は非常に良いということが挙げられます。主なデメリットといたしましては、いずれの学校にせよ、工期が長期間となることが挙げられます。さらに川口小学校の場合は、新校舎完成後の既存校舎の解体となることから、グラウンドの整備が開校後となること、大三小学校の場合は出入口が1ヶ所であるため、先ほど申しました児童の動線と工事関係の動線を分けることが難しく、安全確保は困難であるということが挙げられます。ここで先ほどの費用のことにつきまして、もう少し詳しく御説明申し上げます。

教育総務部次長 経費の部分について少し補足説明させていただきます。資料5の中ほどにあります左側の大規模改造の場合の工事費ですが、川口小学校では12億2,000万円、大三小学校で約11億8,000万円ということで試算しています。そのうちの①、②という部分が、要は市の持ち出しが一体幾らになるのかを試算したものです。次のページをめくっていただきますと、上の部分ですが、川口、大三ともに国からの補助金、交付金が約5億数千万です。その残りは市債ということで、長期借入金が大体5億5,6千万という格好の中で、最終的にこの借入れに対しても市の財政需要が増えるということで、幾分か普通交付税として算定されるお金があります。それを差し引きしていくと大体3億数千万から4億円が市の最終的な持ち出しになると思います。一方、新築の場合であれば、もう1度資料5の減算を見てもらいますと、川口ですと約25億9,000万、大三ですと27億6,000万、それに対して実質的な一般財源は14億から25億とかなり大きな開きがありますが、こちらも先ほどの資料5の②の下の方になりますが、新築の場合であれば教室の不足分でしか補助の対象になりません。ですので、国から頂ける補助の額が極めて少ないです。ですので、川口については7,000万円、大三については1億9,000万、これは先ほど説明もありましたが、仮設校舎などの経費が若干含まれるということですが、先ほどの大規模改造であれば5億ほど頂ける補助が、数千万、1億、多くても2億円程度

しかありません。その分市債、要は長期借入金を多く借りることになりますので、そういった部分に対しての負担ということがかなり多くあります。補助が少ない分、国から頂ける後の交付税も少なく算定されますので、実質的に津市が本当に負担する額は記載もこの①と②の2つの事業メニューがありますが、学校教育の①のほうであれば25億円程度、②のほうであれば15億円程度となっています。ただ、それなら何も考えずに②でいいのではないかと思います。②のほうは今の現在令和8年度までの対象事業ということで、期間が絞られており、恐らく伸びるではあろうと思いますが、今のままですと津市の負担は①のほうになりますので、新築の場合ほぼ持ち出しというような試算をしております。以上です。

学校教育課長 そのような形で、代表者会議の中で、1月23日の検討委員会にこういう形で資料を提示したいという御提案を申し上げ了承を頂きました。それをうけまして、1月23日に第3回検討委員会を開催させていただきました。第3回の検討委員会の中で、まず最初に代表者会議の委員長の方からこの報告事項の閉じの4枚目にあります資料1、代表者会議をこれまで3回開かせておりますが、その概要をまとめております。これを基にこれまで代表者会議で話し合われたことを御説明いただきました。その上で事務局から資料2からその後ろの資料8までの資料を使いながら詳しく御説明をさせていただいたところです。実は1月14日の代表者会議の中では、先ほども見ていただきました資料6、恐れ入りますもう一度資料6を見ていただいでよろしいでしょうか。資料6ですが大綱づくりのところは早く令和12年、長くて令和14年と先ほど御説明いただきました。これは代表者会議の中での話です。その後事務局としましても、何とか統合という方法なら少しでも早くならないかということで、その後もいろいろと調べさせていただく中で、PFIの導入といういろいろな補助などそういう部分について、国の補助条件であるPFIの導入が最初は必要であるということで約1年間それを入れておりましたが、これは市でも判断ができるということから、今回PFIを導入しないという形になれば、恐れ入ります資料8を御覧ください。1年間短縮できるであろうということで、大規模改造の場合は令和11年の開校、そして新築の場合はそれぞれの学校で12年あるいは13年の開校予定というように1年短縮されるのではないかとこの形で見えてきましたので、検討委員会の中でその訂正をさせていただきながら、資料6を資料8へ変えさせていただき最終的に御提案をさせていただきました。その中で、検討委員会の委員の中から市の考えとしてはどうかという御意見を頂きました。津市としましては、大規模改造あるいは新築がありますが、開校までの期間あるいは費用等を総合的に判断しますと、大規模改造を想定していることも地域検討委員会の中では、出

させていただきました。それをうけまして検討委員会の中で、2校に絞るということについて御了承いただいたこと、それからまた市としては大規模改造を想定していることをこの場で御理解をいただき、それぞれの自治会あるいはPTA等それぞれの団体からの代表で出席していただいている委員の皆様ですので、それぞれの所へお持ち帰りいただき、話し合ってください、そして御意見をまとめ第4回の検討委員会、3月17日に予定しておりますが、そこで御意見を頂戴したいということをお願いをさせていただきます、了承を得ました。というのが今の状況です。今後の進め方のところ。資料8の後ろに資料9というのが付いています。今後の進め方のところ。度々いろいろその都度変更しなければいけないところがあり、今回また新たに提案させていただきました。当初の計画では第3回までの検討委員会で、今年度終わる予定でしたが、統合後の開校の時期等のこともありますので、4回目の検討委員会は先ほど申しましたように3月17日に開催させていただくという形で今進めております。そして第5回目以降も随時そのときの状況を見ながら、来年度にこれはなると思いますが検討委員会を開いていきたいと考えておりますし、代表者会議というものですが、検討委員会に出すための資料等の確認をしていただく、あるいは御意見を頂くというところに目的がありますので、検討委員会の前に基本的には代表者会議を開催させていただきながら、了承を得て検討委員会の全体の方へ出したいというそのような進め方をしたいと考えております。また代表者会議の中でも御意見を頂く中で、やはり2校の様子というものを学校回りの様子であったり、グラウンドの様子であったり、校舎の様子であったりを実際にやはり見学をしたいという御意見を頂戴しておりますので、2月16日日曜日の午前中、川口小学校と大三小学校、それぞれ検討委員会の委員の皆様にも現地へ行っていただいているいろいろ見ていただきたいということで私どもとしては進めているところです。また住民への説明はどうかということもあります。ある程度検討委員会の中で方向性が見えてきた段階でまだきちんとした日は決まっておりますが、方針を決定する前のある程度方向性が見えてきたら、住民への説明も予定していくというようなところは今考えているところです。長くなりましたが、代表者会議及び検討委員会の報告については以上です。

教育長 御質問はございませんか。いいですか。少し補足しますと、今の学校教育課長さんにお話をいただいたことはあくまでもうまくいったときの話で、うまくいったら最短令和11年開校、これが一番望ましいのですが前回の在り方検討委員会の中では、まず川口と大三に絞るということについては、会では了解いただきた持ち帰ったときに多少の意見はあるかも分かりませんが、これはもうどちらかというとはぼオーケーだと自分は思っていますけども、その2つから1つ

に絞ることは相当大変だと予想がされています。はっきりと自治会長さんは考えを明言されている方もおり、いろいろな考え方が渦巻いておりますので、この2つが大変ということと、家城部長から「大改修を基本考えています。」ということをはっきり言っていただいたのですが、その後委員さんから「いや、あくまでも私は新築を望んでいますよ。これは言わせてください。」と言った方もおりますので、そのあたりもまだまだかと思えます。ただこの議論が伸びれば伸びるほど子どもたちの開校時期、今だったら今の1年生が6年生になったときに入れるわけです、11年度であれば。そうすると来年の令和7年7月が一番理想です。少なくとも8月9月ぐらいまでには方向を決めないと、もう11年に入るということはもうできないと。そういったところでいかに地域の方などにしっかり考えていただくかということになると思えます。一番は早く今の子どもたちの様子を見て11年度に向けて行なっていくと思いますが、簡単ではないかということは想定をしています。

学校教育課長 資料4の3枚目です。スクールバスをそれぞれの学校を想定した場合ということで、これは2つの学校に絞る前の状況の中で作ったものですが、その中の大三小学校、倭小学校、八ツ山小学校のスクールバスの台数のところ、ここが就学バスとマイクロバスを少し誤っておりまして、これは今委員の皆さんにお配りさせていただいているものは、正しく直させていただいたものです。ただ検討委員会の中で出したものは少し台数等が間違っておりましたので、2月16日の現地見学会のときにもう一度皆様に見ていただいているものと同じものをお渡しして訂正させていただきたいと考えておりますので、申し添えさせていただきます。以上です。

教育長 よろしいですか。

西口委員 保護者の意見のところを読んでいくと、2校になったら2つとも新築または改造してくれるのかなど、新築を要望するなどいろいろな意見もありますのでそういう意見をしっかり出してもらいながら、表面に出てきた分には何とか話できますが、内にこもっていかないようによろしくお願いします。

教育長 ありがとうございます。以上で本日の案件は全て終了いたしました。そのほか何かございますか。委員の皆様。はい、それでは令和7年度第1回津市教育委員会を閉会いたします。貴重なお時間ありがとうございました。

一同 ありがとうございます。